

平成26年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化振興課	滋賀県立近代美術館増 築その他工事設計業務 委託	建築設計業務	平成27年3月30日	有限会社SANAA事務 所	179,945,280	本業務は、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務および高度な技術的判断を必要とする設計業務であるため、プロポーザル方式により特定した者と随意契約する	2	4